

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年十月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

選挙区名

三分の一の数

西八代郡・南巨摩郡

一四、三四九

中巨摩郡

五、四〇四

南都留郡

一二、九六〇

甲府市

五一、七八三

富士吉田市

一三、五五九

都留市・西桂町

九、六〇五

山梨市

九、六九二

大月市

六、八〇六

韮崎市

八、一二三

南アルプス市

一九、七〇七

北杜市

一三、四四六

甲斐市

二〇、七八八

笛吹市

一九、二一一

上野原市・北都留郡

六、九五三

甲州市

中央市

八、八〇八

八、一九三